

重要事項説明書

買主

様

売主

様

宅地建物取引業法第35条および第35条の2の規定に基づき、以下の不動産の各項目の内容について次のとおりご説明いたします。この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に■印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。■印のない□欄、または線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

取引態様	□ 売買 ・ □ 交換		取引態様	□ 売買 ・ □ 交換	
	□ 媒介 ・ □ 代理 ・ □ 売主			□ 媒介 ・ □ 代理 ・ □ 売主	
宅地建物取引業者	免許証番号	京都府知事 (2) 第 13069 号	免許証番号	第 号	
	免許年月日	平成 年 月 日	免許年月日	平成 年 月 日	
	主たる事務所の所在地	京都府京都市山科区榎辻東浦町29	主たる事務所の所在地		
	電話番号	075 (632) 8811	電話番号	()	
商号または名称	ストックホーム株式会社	商号または名称			
代表者氏名	大倉 康寿 (印)	代表者氏名	(印)		
説明をする宅地建物取引士	登録番号	第 号	登録番号	第 号	
	氏名	(印)	氏名	(印)	
	業務に従事する事務所名	ストックホーム株式会社 本店	業務に従事する事務所名		
	業務に従事する事務所所在地	京都府京都市山科区榎辻東浦町29	業務に従事する事務所所在地		
電話番号	075 (632) 8811	電話番号	()		
供託所等に関する説明	■ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員		□ (1) 宅地建物取引業保証協会の社員		
	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地		
	宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地	公益社団法人不動産保証協会京都府本部 京都府京都市中京区柳馬場通三条下ル榎屋町98番地2 全日京都館	宅地建物取引業保証協会の所属地方本部名称・所在地		
	弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎	弁済業務保証金の供託所・所在地		
	□ (2) 供託所に営業保証金を供託		□ (2) 供託所に営業保証金を供託		
営業保証金の供託所およびその所在地		営業保証金の供託所およびその所在地			

上記宅地建物取引士から取引士証の提示のもとに、以下の不動産の各項目について重要事項の説明を受け、説明書を受理しました。

買主

売主

平成 年 月 日

住所

住所

氏名

(印)

氏名

(印)

目次(重要事項説明書の全体像)

○ 取引の態様	P.1
○ 取引に関与する宅地建物取引業者および説明する宅地建物取引士の記載	P.1
○ 供託所等に関する説明	P.1
A 不動産の表示	P.3
B 売主の表示と占有に関する事項	P.3
I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項	
1. 登記記録に記録された事項	P.4
2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要	P.4
3. 私道に関する負担等に関する事項	P.8
4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況	P.8
5. 宅地造成または建物建築の工事完了時における形状・構造等(対象不動産が未完成物件または新規物件のとき)	P.9
6. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)	P.9
7. 建物の建築および維持保全の状況に関する書類の保存の状況・地震に対する安全性に関する書類(既存の建物のとき)	P.9
8. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等	P.10
9. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か	P.10
10. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か	P.10
11. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か	P.10
12. 石綿(アスベスト)使用調査の内容	P.10
13. 耐震診断の内容	P.10
14. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合	P.10
II 取引条件に関する事項	
1. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額	P.11
2. 契約の解除に関する事項	P.11
3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項	P.12
4. 手付金の保全措置の概要(宅地建物取引業者が自ら売主の場合)	P.13
5. 支払金または預り金の保全措置の概要	P.13
6. 金銭の貸借のあつせん	P.13
7. 瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要	P.13
8. 割賦販売に係る事項	P.13
9. 土地の測量によって得られた面積による売買代金の清算	P.13
III その他重要な事項	P.14
IV 添付書類	P.14
V 備考	P.15

本重要事項説明書は、以下に記載の不動産について、当該不動産を取得しようとする者があらかじめ知っておくべき最小限の事項を列記したものです。宅地建物取引業法第35条には、宅地建物取引業者の義務として、宅地建物取引士によって書面を交付して説明しなければならない一定の事項が掲げられており、重要事項説明書はこの義務に対応するものです。

重要事項説明の内容は大別すると「I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項」と「II 取引条件に関する事項」に分けられます。なお、宅地建物取引業法第35条以外に同法第34条第2項および第35条の2で説明が義務付けられている事項を、冒頭および「III その他重要な事項」で併せて説明いたします。

いずれも取引に当たっての判断に影響を与える重要な事項ですので、説明をよくお聞きいただき、十分御理解の上、意思決定をして下さるようお願いいたします。

A 不動産の表示

1. 土地

所 在		地 番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	持 分
1.		番		m ²	
2.		番		m ²	
3.		番		m ²	
4.		番		m ²	
5.		番		m ²	
合計 (筆)					m ²
実測面積	m ²				
土地の売買対象面積 ■ 1.登記簿(公簿)面積による □ 2.実測面積による □ 3.					
土地に関する 測量図面	<input type="checkbox"/> 1.確定測量図	※確定測量図とは、全ての隣接地(道路を含む)について隣接地所有者等の立会い(境界確定)を得て、資格ある者により作製されたものをいいます。		□ 1. 年 月 日付 作製者:	
	<input type="checkbox"/> 2.現況測量図	※現況測量図とは、国または地方公共団体等が所有または管理する道路との境界を除き、隣接地所有者等の立会いを得て、資格ある者により作製されたものをいいます。		□ 2. 残代金支払日までに買主に交付 □ 3. 作製・交付予定なし	
	<input type="checkbox"/> 3.地積測量図	※地積測量図とは、分筆登記等の際に添付される測量図で、法務局に申請書類として保管されているものですが、確定測量図であるとは限りません。		□ 1. 年 月 日付 □ 2. (なし)	
	<input type="checkbox"/> 4.その他				
権利の種類	■ 1.所有権 □ 2.借地権 (□ 地上権・ □ 賃借権)				
借地権の場合 借地対象面積	— m ²		※借地契約の内容等は、別紙「借地契約書」に記載しています。		

2. 建物

所 在					家屋番号	
住居表示					附属建物	()
種 類			構 造			
床面積	<input type="checkbox"/> 1. 登記簿	1階	m ² ・ 2階	m ² ・ 階	m ² ・ 階	m ² ・
	<input type="checkbox"/> 2.	階	m ² ・ 階	m ² ・ 階	m ²	合計 m ²
建築時期	□ 年 月 日新築 (年 月) ・ □ 不詳					
未登記建物	□ 無 ・ □ 有 → 有の場合 ()					

B 売主の表示と占有に関する事項

1. 売主 (□ 1.登記簿記載の所有者と同じ・ □ 2.登記簿記載の所有者と異なる)

住 所	
氏 名	
備 考	

2. 売買契約締結時の占有に関する事項 第三者による占有 (有 ・ 無)

住 所	
氏 名	
占有に関する事項	

I 対象となる宅地または建物に直接関係する事項

1. 登記記録に記録された事項 ※所有者の所有権取得日・原因等は添付する登記事項証明書(または登記簿謄本)に記載されています。

(1) 土地 (借地権の場合、借地権の対象となるべき土地) (平成 年 月 日現在)

権利部 (甲区)	所有者	住 所	
		氏 名	
	所有権にかかる権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)		
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)		

(2) 建物 (平成 年 月 日現在)

権利部 (甲区)	所有者	住 所	
		氏 名	
	所有権にかかる権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)		
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)		

2. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法に基づく制限

①	区域区分	<input type="checkbox"/> 1. 都市計画区域内 (<input type="checkbox"/> 1.市街化区域・ <input type="checkbox"/> 2.市街化調整区域・ <input type="checkbox"/> 3.区域区分のされていない区域) <input type="checkbox"/> 2. 都市計画区域外 (準都市計画区域の指定 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)	
②	市街化調整区域の場合開発行為・旧住宅地造成事業法の許可等	既存宅地番号 : 年 月 日 号 許可番号 : 年 月 日 号 検査済番号 : 年 月 日 号 完了公告 : 年 月 日 号	
③	都市計画施設 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 1. 都市計画道路 (<input type="checkbox"/> 1.計画決定・ <input type="checkbox"/> 2.事業決定:名称 幅員 m) <input type="checkbox"/> 2. その他の都市計画施設 ()	
④	市街地開発事業	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ()	

(2) 建築基準法に基づく制限

(※法:建築基準法)

① 用途 地域	<input type="checkbox"/> 1.第1種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 6.第2種住居地域	<input type="checkbox"/> 11.準工業地域
	<input type="checkbox"/> 2.第2種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 7.準住居地域	<input type="checkbox"/> 12.工業地域
	<input type="checkbox"/> 3.第1種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 8.田園住居地域	<input type="checkbox"/> 13.工業専用地域
	<input type="checkbox"/> 4.第2種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 9.近隣商業地域	<input type="checkbox"/> 14.用途地域の指定なし
	<input type="checkbox"/> 5.第1種住居地域	<input type="checkbox"/> 10.商業地域	
② 地域・ 地区・ 街区	<input type="checkbox"/> 特別用途地区		
	<input type="checkbox"/> 1.防火地域	<input type="checkbox"/> 9.風致地区	<input type="checkbox"/> 17.特定防災街区整備地区
	<input type="checkbox"/> 2.準防火地域	<input type="checkbox"/> 10.災害危険区域	<input type="checkbox"/> 18.建築協定区域
	<input type="checkbox"/> 3.新たな防火規制区域	<input type="checkbox"/> 11.地区計画区域	<input type="checkbox"/> 19.臨港地区
	<input type="checkbox"/> 4.建築基準法第22条区域	<input type="checkbox"/> 12.特例容積率適用地区	<input type="checkbox"/> 20.緑化地域
	<input type="checkbox"/> 5.高度地区 ()	<input type="checkbox"/> 13.特定用途制限地域	<input type="checkbox"/> 21.生産緑地地区
	<input type="checkbox"/> 6.高度利用地区	<input type="checkbox"/> 14.高層住居誘導地区	<input type="checkbox"/> 22.()
	<input type="checkbox"/> 7.特定街区	<input type="checkbox"/> 15.駐車場整備地区	<input type="checkbox"/> 23.()
	<input type="checkbox"/> 8.景観地区	<input type="checkbox"/> 16.都市再生特別地区	<input type="checkbox"/> 24.()
	③ 建築面積の敷地面積に対する割合の限度 (建ぺい率)	指定建ぺい率 %	
<input type="checkbox"/> 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けているため、 _____ %となります。			
<input type="checkbox"/> 本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、 _____ %となります。			
<input type="checkbox"/> 本物件は建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定を受けており、かつ防火地域内の耐火建築物であることから、 _____ %となります。			
<input type="checkbox"/> (指定建ぺい率80%)本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、建ぺい率の制限はありません。 <input type="checkbox"/> ()			
④ 建築物の延床面積の敷地面積に対する割合の限度(容積率)	指定容積率 % □ ()		
	ただし前面道路により上記容積率がさらに制限されます→ 道路幅員約 _____ m × _____ / 10 × 100% = _____ %		
⑤ 壁面線の制限	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (有の場合の概要: _____)		
⑥ 外壁後退	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (有の場合の概要: _____)		
⑦ 敷地面積の最低限度	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) m ²	⑧ 建築協定	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
⑨ 建物の高さの制限	1.絶対高さ制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (<input type="checkbox"/> 10m・ <input type="checkbox"/> 12m・ <input type="checkbox"/> _____ m)		
	2.道路斜線制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 3.隣地斜線制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 4.北側斜線制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		
⑩ 日影による中高層の建築物の制限	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (_____ 種) h - h 測定高 m		
⑪ 地方公共団体の条例等による制限			
⑫ 私道の変更または廃止の制限	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		

⑬ 敷地等と道路との関係

接道方向	公道・私道の別	種類	幅員	接道の長さ
1. 側	<input type="checkbox"/> 公道・ <input type="checkbox"/> 私道	下記種類 番	m	m
2. 側	<input type="checkbox"/> 公道・ <input type="checkbox"/> 私道	下記種類 番	m	m
3. 側	<input type="checkbox"/> 公道・ <input type="checkbox"/> 私道	下記種類 番	m	m
4. 側	<input type="checkbox"/> 公道・ <input type="checkbox"/> 私道	下記種類 番	m	m
道路位置指定(道路の種類5番) 年 月 日 第 号				
道路境界線後退(セットバック)による建築確認対象面積の減少 (<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有→セットバックする部分の面積 m ²)				
※道路内では、建築等の土地利用はできません				
条例による制限 ≪路地状敷地(敷地延長)の制限、すみ切りの制限規定等≫		(<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有→) 路地状部分の長さ m ・ 路地状部分の幅員 m		
道路の種類	<input type="checkbox"/> 1 道路法による道路(法第42条第1項第1号道路)			
	<input type="checkbox"/> 2 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による道路(法第42条第1項第2号道路)			
	<input type="checkbox"/> 3 既存道(建築基準法第3章適用の際に、現に存するもの)(法第42条第1項第3号道路)			
	<input type="checkbox"/> 4 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路(2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり)(法第42条第1項第4号道路)			
	<input type="checkbox"/> 5 土地を建築物の敷地として利用するため、上記1~4の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの(位置指定道路)(法第42条第1項第5号道路)			
	<input type="checkbox"/> 6 上記3の既存道のうち、幅員が4m(または6m)未満のもので特定行政庁が指定したもの(法第42条第2項道路)			
	<input type="checkbox"/> 7 ()			
	<input type="checkbox"/> 8 建築基準法上の道路に該当しない通路(建築確認不可)			
※都市計画区域、準都市計画区域内では、原則として上記道路の種類1~7の建築基準法上の道路に2m以上接していない(接道義務を満たしていない)場合には、建築できません(建築確認不可)。なお、接道義務を満たしていない場合には、現在建築物が建っている場合、原則として増・改築、再建築はできません。				
敷地等と道路との関係図(概略図) <input type="checkbox"/> 下記に記載 ・ <input type="checkbox"/> 別紙参照 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()				

(3) 都市計画法、建築基準法以外の法令に基づく制限

1. 土地区画整理法に基づく制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)			
① 土地区画整理事業 <input type="checkbox"/> 計画有・ <input type="checkbox"/> 施行中 (<input type="checkbox"/> 仮換地・ <input type="checkbox"/> 換地・ <input type="checkbox"/> 保留地) 名称:			
② 仮換地指定 (<input type="checkbox"/> 未・ <input type="checkbox"/> 済:平成 年 月 日)			
③ (仮)換地・保留地の街区番号等:			
④ 換地処分の公告 平成 年 月 日(予定)		⑤ 仮換地図等 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	
⑥ 清算金の徴収・交付 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 未定) →有の場合 (<input type="checkbox"/> 徴収・ <input type="checkbox"/> 交付) (金額: <input type="checkbox"/> 未定・ <input type="checkbox"/> 確定金 円) (帰属先: <input type="checkbox"/> 売主・ <input type="checkbox"/> 買主)			
⑦ 建築等の制限 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)			
<input type="checkbox"/> 2.古都保存法	<input type="checkbox"/> 14.近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	<input type="checkbox"/> 27.都市公園法	<input type="checkbox"/> 43.道路法
<input type="checkbox"/> 3.都市緑地法		<input type="checkbox"/> 28.自然公園法	<input type="checkbox"/> 44.全国新幹線鉄道整備法
<input type="checkbox"/> 4.生産緑地法	<input type="checkbox"/> 15.流通業務市街地整備法	<input type="checkbox"/> 29.首都圏近郊緑地保全法	<input type="checkbox"/> 45.土地収用法
<input type="checkbox"/> 5.特定空港周辺特別措置法	<input type="checkbox"/> 16.都市再開発法	<input type="checkbox"/> 30.近畿圏の保全区域の整備に関する法律	<input type="checkbox"/> 46.文化財保護法
<input type="checkbox"/> 6.景観法	<input type="checkbox"/> 17.沿道整備法	<input type="checkbox"/> 31.都市の低炭素化の促進に関する法律	<input type="checkbox"/> 47.航空法 <input type="checkbox"/> (自衛隊法において準用する場合を含む。)
<input type="checkbox"/> 7.大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	<input type="checkbox"/> 18.集落地域整備法	<input type="checkbox"/> 32.水防法	<input type="checkbox"/> 48.国土利用計画法
<input type="checkbox"/> 8.地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	<input type="checkbox"/> 19.密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	<input type="checkbox"/> 33.下水道法	<input type="checkbox"/> 49.廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<input type="checkbox"/> 9.被災市街地復興特別措置法	<input type="checkbox"/> 20.地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	<input type="checkbox"/> 34.河川法	<input type="checkbox"/> 50.土壌汚染対策法
<input type="checkbox"/> 10.新住宅市街地開発法	<input type="checkbox"/> 21.港湾法	<input type="checkbox"/> 35.特定都市河川浸水被害対策法	<input type="checkbox"/> 51.都市再生特別措置法
<input type="checkbox"/> 11.新都市基盤整備法	<input type="checkbox"/> 22.住宅地区改良法	<input type="checkbox"/> 36.海岸法	<input type="checkbox"/> 52.地域再生法
<input type="checkbox"/> 12.旧市街地改造法(旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 23.公有地拡大推進法	<input type="checkbox"/> 37.津波防災地域づくりに関する法律	<input type="checkbox"/> 53.高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律
<input type="checkbox"/> 13.首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	<input type="checkbox"/> 24.農地法	<input type="checkbox"/> 38.砂防法	<input type="checkbox"/> 54.災害対策基本法
	<input type="checkbox"/> 25.宅地造成等規制法	<input type="checkbox"/> 39.地すべり等防止法	<input type="checkbox"/> 55.東日本大震災復興特別区域法
	<input type="checkbox"/> 26.マンションの建替え等の円滑化に関する法律	<input type="checkbox"/> 40.急傾斜地法	<input type="checkbox"/> 56.大規模災害からの復興に関する法律
		<input type="checkbox"/> 41.土砂災害防止対策推進法	
		<input type="checkbox"/> 42.森林法	

3. 私道に関する負担等に関する事項

(1) 対象不動産に含まれる私道に関する負担の内容

負担面積	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	(持分)
負担金の有無	(<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	
建築基準法第42条第2項により後退(セットバック)する面積		m ²

(2) 対象不動産に含まれない私道に関する事項 (有・無)

所有者	住所	
	氏名	
利用の条件等		

4. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	配管等の状況	施設の整備予定及び負担金等
①飲用水	<input type="checkbox"/> 1.公営水道 <input type="checkbox"/> 2.私営水道 <input type="checkbox"/> 3.井戸	前面道路配管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 敷地内引込管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 私設管の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円
②電気	小売電気事業者名	<input type="checkbox"/> 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければなら ない場合、その事業者の連絡先等 住所: 連絡先: ()	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円
③ガス	<input type="checkbox"/> 1.都市ガス (ガス) <input type="checkbox"/> 2.個別プロパン <input type="checkbox"/> 3.集中プロパン	前面道路配管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 敷地内引込管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) プロパンガスの場合宅地内配管設備等 の所有権はプロパンガス販売業者に (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円
④汚水	<input type="checkbox"/> 1.公共下水 <input type="checkbox"/> 2.個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3.集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4.側溝等 <input type="checkbox"/> 5.浸透式	前面道路配管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 私設管の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 浄化槽の設置 (<input type="checkbox"/> 既設・ <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可) 個別浄化槽の (<input type="checkbox"/> 1.埋設管・ <input type="checkbox"/> 2.側溝・ 放流先 <input type="checkbox"/> 3.浸透式)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円
⑤雑排水	<input type="checkbox"/> 1.公共下水 <input type="checkbox"/> 2.個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3.集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4.側溝等 <input type="checkbox"/> 5.浸透式	前面道路配管 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm) 私設管の有無 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) (口径 mm)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円
⑥雨水	<input type="checkbox"/> 1.公共下水 <input type="checkbox"/> 2.側溝等 <input type="checkbox"/> 3.浸透	下水の排除方式 (<input type="checkbox"/> 1.合流式・ <input type="checkbox"/> 2.分流式) ※合流式とは汚水・雑排水と雨水と一緒に排水する方法、分流式 とは汚水・雑排水と雨水を別々に排水する方法です (浄化槽への雨水の流入はできません)	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃 円

※「直ちに利用可能な施設」とは、説明時において、現に利用されている施設および利用可能な状態にある施設をいいます。(例えば、前面道路まで施設管が配管されており、いつでも敷地内に引き込める状態にあることをいいます。この場合、引き込み費用の負担の有無についても説明します。)

8. 建築確認・検査済証の交付年月日・番号等

<input type="checkbox"/> 建築確認(新築時)	年 月 日	号
<input type="checkbox"/> 検査済証(新築時)	年 月 日	号

9. 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 →内の場合には後記説明へ
----------	----------	--

10. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	1.土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 →内の場合には後記説明へ

11. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくり法	1.津波災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 →内の場合には2.および後記説明へ
	2.津波災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 ・ <input type="checkbox"/> 内 →内の場合には後記説明へ

12. 石綿(アスベスト)使用調査の内容

照会先	<input type="checkbox"/> 売主 ・ <input type="checkbox"/> 管理会社 () ・ <input type="checkbox"/> 施工会社 () <input type="checkbox"/> その他 ()
記録の結果の有無 石綿使用調査	<input type="checkbox"/> 有 別添資料のとおり、調査の記録が保存されています(別添資料を参照下さい)。
	<input type="checkbox"/> 無 現在すでに建築されている多くの建物には、石綿(アスベスト)を含有している建材が一般的に使用されていた時期があり、対象不動産にもアスベスト含有建材が使用されている可能性があります。建材に含まれているアスベストは繊維が固定されているため、日常生活の中では飛散することなく、通常の使用においては健康に被害を及ぼすものではないと言われています。ただし、増・改築やリフォーム、解体時にはこれらの建材のアスベストを飛散させないよう、「石綿障害予防規則」(平成17年7月1日施行)、その他の関係諸法令に則り、専門業者による適切な施工と産業廃棄物処理が必要となり、そのための費用が必要となります。

13. 耐震診断の内容 (該当する・ 該当しないので説明を省略します)

耐震診断の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ※耐震診断の記録がある場合、その内容は前記I-7または後記V備考に記載します
<p>※当該建物の建築確認通知書(確認済証)または検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。なお、建築確認通知書(確認済証)または検査済証がない場合には、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供される建物(区分所有建物を除く)の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。 ・事業の用に供する建物もしくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日または家屋課税(補充)台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。 	

14. 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合 (該当する・ 該当しないので説明を省略します)

登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付の有無	1.設計住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	2.建設住宅性能評価書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

II 取引条件に関する事項

1. 売買代金および交換差金以外に売主・買主間で授受される金銭の額

売買代金	円	(左記売買代金のうち土地価格)	円		
		(左記売買代金のうち建物価格)	円		
		(左記売買代金のうち消費税等相当額)	円		
交換差金	<input type="checkbox"/> 支払う <input type="checkbox"/> 受領する	(差金額)	円	(このうち消費税相当額)	円
公租公課の清算起算日		平成 年 月 日			
※消費税等相当額とは、消費税および地方消費税額の合計をいいます。なお、消費税が課税されない売買の場合(売主が個人および法人のうち課税事業者でない場合)には、消費税はかかりません。また、原則として土地・建物の内訳価格は算出いたしません。					
授受の目的		金額	備考		
<input type="checkbox"/> 1. 手付金(売買代金の一部に充当します)		円			
<input type="checkbox"/> 2. 固定資産税等清算金		円	平成	年度分	
<input type="checkbox"/> 3.		円			
<input type="checkbox"/> 4.		円			
<input type="checkbox"/> 5.		円			

2. 契約の解除に関する事項

(1) 手付解除 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	手付解除期日	平成 年 月 日
1. 売主および買主は、上記手付解除期日までであれば、その相手方の売買契約の履行の着手の有無にかかわらず、互いにその相手方に書面により通知して、売買契約を解除することができます。		
2. 売主が前項により売買契約を解除するときは、売主は買主に対し、手付金等受領済みの金員を無利息にて返還し、かつ手付金と同額の金員を支払わなければなりません。買主が前項により売買契約を解除するときは、買主は売主に対し、支払済の手付金を放棄します。		
(2) 引渡し完了前の滅失・毀損による解除 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		
1. 売主および買主は、対象不動産の引渡し完了前に天災地変、その他売主ないしは買主いずれの責にも帰すことのできない事由により、対象不動産が滅失または毀損して売買契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、売買契約を解除することができます。ただし、対象不動産の修復が可能なとき、売主は、買主に対し、その責任と負担において対象不動産を修復して引渡します。		
2. 前項により売買契約が解除されたとき、売主は買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。		
(3) 契約違反による解除 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)		
売主および買主は、その相手方が売買契約にかかる債務の履行を怠ったとき、その相手方に対し、書面により債務の履行を催告したうえで、売買契約を解除するとともに違約金の支払いを請求することができます。		
(4) 融資利用の特約による解除 (<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	契約解除期日	平成 年 月 日
1. 買主は、売買代金の支払に関して、後記「II.6.金銭の貸借のあつせん」欄記載の融資を利用する場合、同欄記載の融資承認取得期日までに、融資の全部または一部につき承認を得られないとき、買主は、売主に対し、上記契約解除期日までであれば、売買契約を解除することができます。		
2. 前項により売買契約が解除されたとき、売主は、買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。なお、この場合、売主は買主に対し、損害賠償の請求等をなすことはできません。		
(5) 譲渡承諾の特約による解除 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	契約解除期日	平成 年 月 日
1. 売主は、対象不動産の賃借権を買主に譲渡することについて、土地賃貸人の賃借権譲渡承諾書を取得します。なお、その取得に要する費用は売主の負担とします。		
2. 前項の賃借権譲渡承諾書を交付できないとき、売主は買主に対し、上記契約解除期日までであれば、書面による通知のうえ売買契約を解除することができます。		
3. 前項により売買契約を解除したとき、売主は買主に対し、受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。なお、この場合、買主は売主に対し、損害賠償の請求等をなすことはできません。		

(6) 瑕疵の責任および瑕疵による解除 (有 ・ 無)

1. 売主は、買主に対し、土地の隠れたる瑕疵、および建物の隠れたる瑕疵につき以下のものに限り責任を負います。
(1) 雨漏り (2) シロアリの害 (3) 建物構造上主要な部位の木部の腐蝕 (4) 給排水管(敷地内埋設給排水管を含む。)の故障
なお、買主は、売主に対し、対象不動産について、前記瑕疵を発見したとき、すみやかにその瑕疵を通知して、修復に急を要する場合を除き売主に立会う機会を与えなければなりません。
2. 売主は、買主に対し、前項の瑕疵について、引渡完了日から3ヶ月以内に請求を受けたものにかぎり、責任を負うものとし、買主は、売主に対し、前項の瑕疵により生じた損害の賠償または瑕疵の修復の請求をすることができます。
3. 買主は、売主に対し、第1項の隠れたる瑕疵により、売買契約を締結した目的が達せられないとき、引渡完了日から3ヶ月以内にかぎり、売買契約を解除することができます。

(7) 反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除

1. 売主および買主は、その相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、売買契約を締結するものでないこと。
(4) 本物件の引渡しおよび売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、売買契約に関して次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 売主ないしは買主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、売買契約を解除することができるものとします。
ア 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
ウ 前項(4)の確約に反した行為をした場合
3. 買主は、売主に対し、自らまたは第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約します。
4. 売主は、買主が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして売買契約を解除することができます。
5. 第2項または前項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金として売買代金の20%相当額を支払うものとします。
6. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことはできません。
7. 第2項または第4項の規定により売買契約が解除された場合の解除および違約金については、第2項、第4項、第5項および前項の規定によるものとし、前記「Ⅱ.2.(3)契約違反による解除」、および後記「Ⅱ.3.損害賠償額の予定または違約金に関する事項」の1.は適用しません。
8. 買主が第3項の規定に違反し、本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供したと認められる場合において、売主が第4項の規定によりこの契約を解除するときは、買主は、売主に対し、第5項の違約金に加え、売買代金の80%相当額の違約金を制裁金として支払うものとします。ただし、宅地建物取引業者が自ら売主となり、かつ宅地建物取引業者でない者が買主となる場合は、本項は適用しません。

3. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項

違約金 1.手付金の額 2.売買代金の %相当額 3.その他 (円)

1. 売主および買主は、前記「Ⅱ.2.(3)契約違反による解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して、上記違約金の支払いを請求することができます。なお、違約金は、現に生じた損害の額の多寡に関わらず、増減はしないこととします。
2. 違約金の支払い、清算は次のとおり行います。
① 売主が違約した場合、売主は買主に対し、すみやかに受領済みの金員を無利息にて返還するとともに、違約金を支払います。
② 買主が違約した場合、違約金が支払い済みの金員を上回るときは、買主は売主に対し、すみやかにその差額を支払い、支払い済みの金員が違約金を上回るときは、売主は買主に対し、受領済みの金員から違約金相当額を控除して、すみやかにその残額を無利息にて返還します。
3. 売主および買主は、前記「Ⅱ.2.(7)反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除」により、売買契約を解除するとき、その相手方に対して請求することができる違約金、および制裁金は、それぞれ前記「Ⅱ.2.(7)反社会的勢力の排除に関する特約に基づく解除」のとおりです。

4. 手付金等の保全措置の概要（宅地建物取引業者が自ら売主の場合）（ 該当する・ 該当しない）

<input type="checkbox"/> 1. 講じない		<input type="checkbox"/> 2. 講じる（ <input type="checkbox"/> 1. 未完成物件・ <input type="checkbox"/> 2. 完成物件）	
<input type="checkbox"/> 1. 未完成物件	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	保全方式 保全機関	<input type="checkbox"/> 1. 保証委託契約 <input type="checkbox"/> 2. 保証保険契約 <input type="checkbox"/> 3. 手付金等寄託契約および質権設定契約
<input type="checkbox"/> 2. 完成物件	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。		

5. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか	<input type="checkbox"/> 1. 講じる・ <input type="checkbox"/> 2. 講じない	保全措置を講じる機関	
--------------	---	------------	--

6. 金銭の貸借のあつせん

金融機関等	金額	金利	借入期間	あつせんの有無	融資承認取得期日		
①	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	平成	年	月 日 日まで
②	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	平成	年	月 日 日まで
③	万円	%	年	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	平成	年	月 日 日まで
(上記あつせん有の場合) あつせんの内容	上記番号	返済方法		保証料		ローン事務手数料	
				円		円	
				円		円	
				円		円	
・融資の全部または一部の金額につき承認が得られないとき、または否認されたときの措置は、前記「Ⅱ.2.契約の解除に関する事項(4)融資利用の特約による解除」のとおりです。 ・ローン金利等については金融情勢のため、融資実行時までに変更されることがあります。							

7. 瑕疵担保責任の履行に関する措置の概要

瑕疵担保責任の履行に関する措置	<input type="checkbox"/> 1. 講じる・ <input type="checkbox"/> 2. 講じない
瑕疵担保責任の履行措置の内容	

8. 割賦販売に係る事項

割賦販売	<input type="checkbox"/> 1. 有・ <input type="checkbox"/> 2. 無 ※割賦販売に係る事項がある場合、その内容は後記V備考に記載します。
------	--

9. 土地の測量によって得られた面積による売買代金の清算（ 有・ 無）

下記の清算対象となる土地の基準面積と、「A不動産の表示 1.土地」欄記載の測量面積との間に差異が生じたとき、下記清算単価で売買代金を清算します。

清算の対象となる土地の範囲	<input type="checkbox"/> 1. 私道負担(道路境界線後退部分を含む)のない場合、登記簿(公簿)面積			
	<input type="checkbox"/> 2. 私道負担(道路境界線後退部分を含む)のある場合、その部分を除く有効宅地部分			
	<input type="checkbox"/> 3.			
清算基準面積	m ²	清算単価(1m ² 当たり)	円	

Ⅲ その他重要な事項

--

Ⅳ 添付書類

No.	書類名	No.	書類名
1	重要事項説明書補足資料	11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

V 備考

Blank area for supplementary information (備考).